

令和2年8月6日（木）開催

（2020年）

# 市税審議会資料



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税制上の措置の概要  
(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号) 令和2年4月30日公布)

改正内容	対象税目	適用年度	影響年度
<b>徴収猶予の特例</b> 令和2年2月1日以降の納期限の市税について、収入が減少したことにより納付が困難な場合、申請によって徴収を最長1年間猶予。延滞金、担保の徴収は不要。	全税目	令和2年度	令和2年度
<b>軽自動車税の環境性能割の特例の延長</b> 税率を1%分軽減する措置を令和2年9月30日→令和3年3月31日へ 令和3年2月1日～令和3年3月31日分が、令和3年度分の収入になるため影響年度が令和3年度まで及ぶ	軽自動車税 (環境性能割)	実施中	令和2年度 令和3年度
<b>中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例</b> 償却資産と事業用家屋を対象として下記のとおり、固定資産税及び都市計画税を減額する。 令和2年2月から令和2年10月の間の任意の連続する3か月の売上が、前年同期と比べて、 50%以上減の場合 → 全額 30%以上50%未満減の場合 → 2分の1	固定資産税 都市計画税	令和3年度	令和3年度
<b>先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例</b> 中小事業者等が認定先端設備導入計画に従って取得した事業の用に供する家屋及び構築物に対して課する固定資産税を3年間分に限り、0以上2分の1以下(市町村の条例で定める)を乗じた額とする。 法施行の日から令和3年3月31日までの期間に取得した資産が対象。 先端設備等に係る課税標準の特例措置はすでに機械装置、器具備品等で実施済み。今回は対象資産に事業用家屋と構築物を追加。	固定資産税	令和3年度から	令和3年度～ 令和6年度
<b>寄附金税額控除の特例</b> 指定行事のうち、市長が指定するものの中止等により生じた入場料等払戻請求権の全部または一部を放棄した場合に市民税の寄附金税額控除を適用する。 令和2年2月1日～令和3年1月31日開催予定のイベントについて令和2年2月1日～令和3年12月31日の行われた払戻請求権の放棄が対象	個人市民税	令和3年度 令和4年度	令和3年度 令和4年度
<b>住宅借入金等特別税額控除の特例</b> 住宅ローン控除の適用要件を弾力化及び延長(令和15年度→令和16年度)	個人市民税	実施中	令和16年度まで

## 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充について

### 1 特例措置の拡充を講じる目的

今般、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、平成30年度(2018年度)から実施された固定資産税特例措置の適用対象を拡充するものです。

新たに拡充対象となった事業用家屋及び構築物についても、現行と同様に固定資産税の課税標準の特例措置を講じる条例を制定することにより、引き続き、中小事業者の生産性革命(向上)を実現します。

### 2 特例措置の概要

- (1) 対象者 中小事業者等(資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画の認定(労働生産性(※1)年平均3%以上向上、吹田市の導入促進基本計画に合致)を受けた者(大企業の子会社を除く)
- ※1 労働生産性とは、従業員1人あたりの付加価値額。  
(付加価値額とは、売上金額からかかった費用等を差し引いたもの。)
- (2) 拡充対象
- ア 中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられた、事業用家屋及び構築物であること
  - イ 令和2年(2020年)4月30日から令和3年(2021年)3月31日までの期間に取得した先端設備等であること
  - ウ 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたものであること
  - エ 構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のものであること。
- (3) 対象税目 家屋及び償却資産に係る固定資産税
- (4) 特例割合 課税標準をゼロ以上2分の1以下(条例で定める)
- (5) 対象期間 新たに課税された年度から3年間
- (6) 減収補填 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により全額補填

### 3 参考資料

- 別紙1 現行の特例の概要について  
別紙2 課税標準の特例割合についての考え方  
別紙3 導入促進基本計画

現行の特例の概要について

- (1) 対象者 中小事業者等(資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画の認定(労働生産性(※1)年平均3%以上向上、吹田市の導入促進基本計画に合致)を受けた者(大企業の子会社を除く)
- ※1 労働生産性とは、従業員1人あたりの付加価値額。  
(付加価値額とは、売上金額からかかった費用等を差し引いたもの。)
- (2) 対象設備 設備の性能が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備であり、生産、販売活動等の用に直接供されるものであること及び中古資産でないこと
- 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】
- ア 機械装置(160万円以上/10年以内)
  - イ 測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
  - ウ 器具備品(30万円以上/6年以内)
  - エ 建物附属設備(※2)(60万円以上/14年以内)
- ※ 家屋と一体になって効用を果たすものを除く
- (3) 対象税目 償却資産に係る固定資産税
- (4) 特例割合 課税標準をゼロ
- (5) 対象期間 新たに課税された年度から3年間
- (6) 減収補填 基準財政収入額の減少額については交付税で75%補填

### 課税標準の特例割合についての考え方

本市では、吹田市産業振興条例に基づき吹田市商工振興ビジョン2025を定めて産業振興施策を進めており、その中で、中小企業の経営の安定や事業拡大に向けた支援に取り組んでいます。

生産性向上特別措置法は、産業の国際競争力の維持・強化等を目的としておりまして、生産年齢人口の減少や働き方改革等への対応を進める上でも、中小企業者等への支援策として効果的なものと考えます。

特に現在、本市では、新型コロナウイルスの感染拡大により厳しい経営環境にある市内事業者の事業継続を下支えするため、国や府と連携した緊急対策アクションプランに取り組んでいるところであり、今回の生産性向上特別措置法改正については、市内事業者への支援に効果的に活用することが重要と考えます。

こうしたことから、課税標準の特例割合をゼロとするべきであると考えています。

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

吹田市の人口は370,981人(平成30年4月末現在)、人口構造は、40～49歳が最も多く、次いで30～39歳となっている。

吹田市の産業構造としては、市内南部を中心として、江坂地域やJR吹田駅の周辺地域、また神崎川の周辺地域等において多くの事業所の集積がある。

基幹産業は卸売業・小売業及び製造業であり、とくに食料品製造業においては製パンメーカーや、即席麺メーカー等、規模の大きい生産工場や全国トップシェア企業が集積している。さらに道路や鉄道の交通インフラが充実しているという強みにより、陸上運輸が発展し、複数の物流拠点が立地している。

また、市内事業所数を産業大分類別にみると、卸売業、小売業が最も多く3,217事業所、次いで不動産業、物品賃貸業1,425事業所、宿泊業、飲食サービス業1,397事業所であり、多種多様な業種の事業所が立地している。(平成26年経済センサス-基礎調査による)

市内企業の内、99%以上を占める中小企業者は、その多くが人材の採用困難等の難しい状況に直面しながら、それぞれが持つ強みや独自性を活かして積極的な事業展開を試みているが、設備投資を伴う事業展開には踏み出しにくい状況にある。

吹田市産業振興条例の基本理念において、中小企業者の発展を基にした産業振興の推進を掲げており、この基本理念の実現のためにも中小企業者への先端設備等の導入を促進していく必要がある。

#### (2) 目標

市内中小企業者に生産性向上特別措置法に基づく支援措置の積極的な活用を促すとともに、先端設備等導入計画の策定を後押しして計画期間中に100件の計画認定を行い、吹田市産業振興条例に掲げる産業振興に関する基本理念である「事業者の自助努力及び創意工夫による取組」と「中小企業者の発展」を基にした産業振興を推進する。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

市内中小企業者の幅広い取組みを促し、それぞれの状況、事業展開に合わせた先端設備等の導入ができるように対象設備については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

市内中小企業者が、その立地に関わらず、公平に先端設備等を導入しやすい環境を確立し、市域全体で生産性革命の実現を促進させるために、導入促進基本計画における対象地域は市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

多岐にわたる業種の市内中小企業者に対して、最大限かつ等しく先端設備等の導入の機会を創出し、設備更新を後押し生産性の向上を促進していくために、本計画における対象業種は全業種とする。

多種多様な独自性や得意分野等を活かして、新たな事業展開を目指して設備投資を行おうとする市内中小企業者を積極的に支援していくために、導入促進基本計画における対象事業は全事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の循環及び活性化に配慮する。

(3) 市税の滞納(不申告を含む。)が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、適正な税務行政に配慮する。



文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する  
払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用について

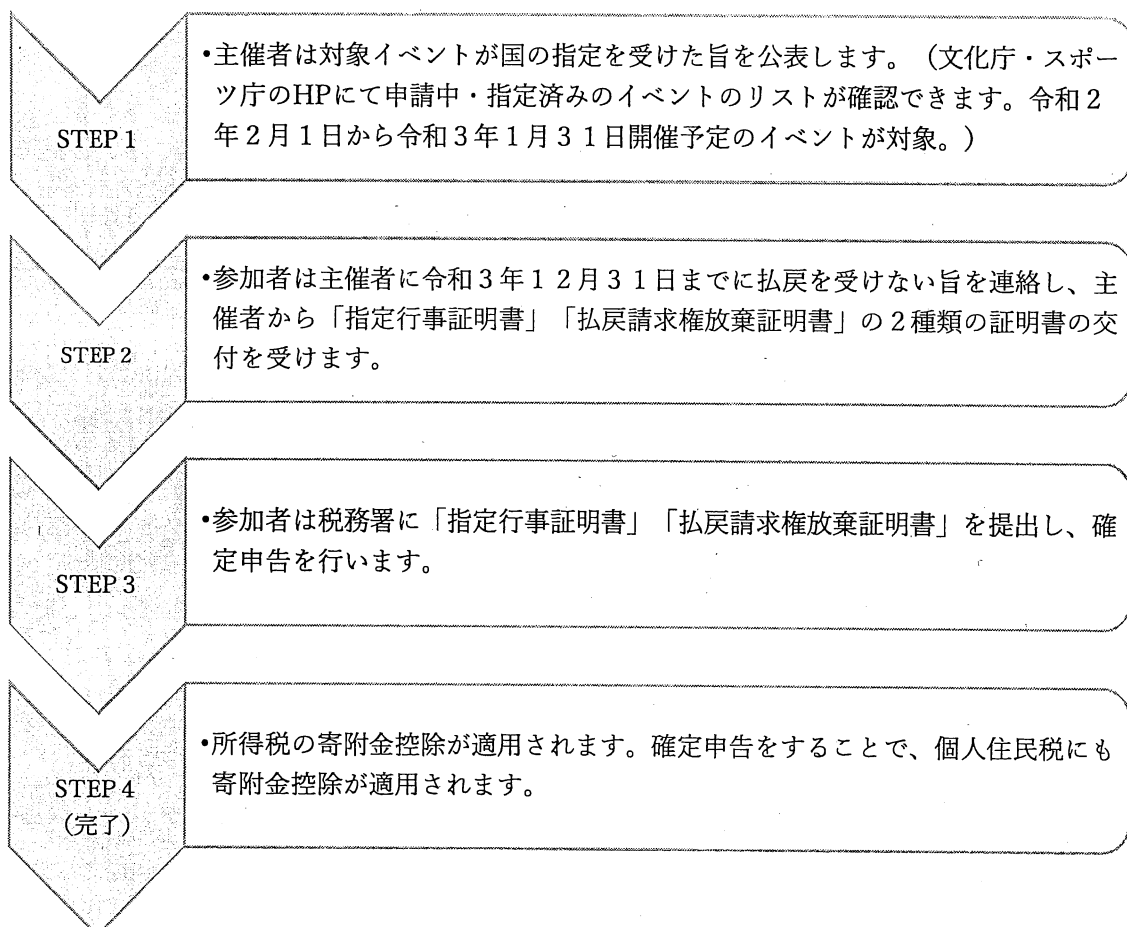
1 概要

今般の新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、開催を中止した文化芸術・スポーツイベントが多くあります。

それらの文化芸術・スポーツイベントについて、チケット代金の全部、又は一部の払戻しを受けないことを選択された方については、その金額分を「寄附」とみなし、所得税において寄附金控除を受けることができる制度が令和2年4月30日に創設されました。

個人住民税においても、所得税と同様に文化・スポーツイベントを中止等した主催者に対しチケット等を購入した観客等がその払戻しを受けることを辞退した場合の寄附を、各都道府県・市区町村が条例で対象としたときには、寄附金税額控除の対象とすることとなっています。

2 令和2年に寄附を行った場合における寄附金控除適用までの具体的な流れ

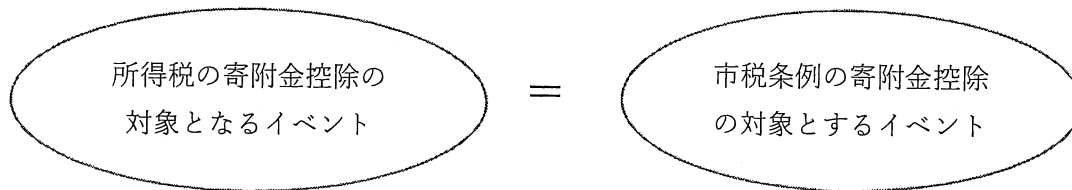


### 3 現行の市税条例における寄附金税額控除の対象

- (1) 都道府県・市区町村に対する寄附金
- (2) 都道府県の共同募金会・日本赤十字社に対する寄附金
- (3) 公益社団法人等に対する寄附金
- (4) 特定非営利活動法人に対する寄附金

### 4 改正を行う予定の市税条例の内容

3 (1) から (4) に加えて、今回、文化・スポーツイベントの払戻請求権の放棄により、国(所得税)と同様に、文部科学大臣が指定した対象イベントの主催者に対する寄附金を、市民税の寄附金税額控除の対象とするものです。



### 5 具体的な寄附金控除の計算例

観客等が指定行事の中止等により生じた入場料金等の払戻請求権の放棄を令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間内にした場合には、入場料金等の払戻請求権の価格(最高20万円)について、寄附金控除の対象とします。

#### (1) 所得税(次のアかイのいずれか有利な方を選択可)

##### ア 税額控除

(払戻請求権を放棄したチケット代金 - 2,000円) × 40%

例) 10,000円のチケットの場合は

$(10,000円 - 2,000円) \times 40\% = 3,200円$ が税額控除されます。

##### イ 所得控除

(払戻請求権を放棄したチケット代金 - 2,000円) × 所得税の税率 (5~45%)

例) 10,000円のチケットで、税率が5%の場合

$(10,000円 - 2,000円) \times 5\% = 400円$ 分が控除されます。

※所得税においては課税標準額が高くなるほど税率(7段階)が上がります。

年間の給与収入が約2,500~4,500万円については所得税の税率は40%、給与収入約4,500万円を超えると最高税率の45%となり、「ア税額控除」よりも有利となります。

#### (2) 市民税・府民税(税額控除)

(払戻請求権を放棄したチケット代金 - 2000円) × 10%

例) 10,000円のチケットの場合は

$(10,000円 - 2,000円) \times 10\% = 800円$ が税額控除されます。

### 6 施行期日 令和3年1月1日

指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除に係る文部科学大臣指定行事一覧  
 ( 行事が行われた又は行われることとされた場所を大阪府のみで抜粋 令和2年7月14日現在)

指定	行事の名称	行事が行われた又は行われることとされた場所	行事主催者の氏名又は名称
1000022	はるも トーク&ライブ 5月公演	ハイパー11.7 大阪府 堺市 西区浜寺石津町西3丁5-20	はるも
1000023	はるも トーク&ライブ 6月公演	ハイパー11.7 大阪府 堺市 西区浜寺石津町西3丁5-20	はるも
1000061	2月大衆芸能公演「浪曲名人会」	国立文楽劇場 大阪府 大阪市 中央区日本橋1-12-10	独立行政法人日本芸術文化振興会
1000062	4月文楽公演「通し狂言 義経千本桜」	国立文楽劇場 大阪府 大阪市 中央区日本橋1-12-10	独立行政法人日本芸術文化振興会
1000063	5月舞踊・邦楽公演「新進と花形による舞踊・邦楽鑑賞会」	国立文楽劇場 大阪府 大阪市 中央区日本橋1-12-10	独立行政法人日本芸術文化振興会
1000064	3月上方演芸公演「上方演芸特選会」	国立文楽劇場 小ホール 大阪府 大阪市 中央区日本橋1-12-10	独立行政法人日本芸術文化振興会
1000065	5月上方演芸公演「上方演芸特選会」	国立文楽劇場 小ホール 大阪府 大阪市 中央区日本橋1-12-10	独立行政法人日本芸術文化振興会
1000066	5月大衆芸能公演「浪曲練声会」	国立文楽劇場 小ホール 大阪府 大阪市 中央区日本橋1-12-10	独立行政法人日本芸術文化振興会
1000067	交野マラソン2020	交野市立総合体育施設(メイン会場)及び交野市域(市域公道) 大阪府 交野市 向井田2丁目5番1号	交野マラソン実行委員会
1000072	I・Doll West VOL.30	インテックス大阪 大阪府 大阪市 住之江区南港北1丁目5-102	株式会社ユウメディア (スタジオ YOU)
1000078	オオサカ・シオン・ウインド・オーケストラ第129回定期演奏会	ザ・シンフォニーホール 大阪府 大阪市 北区大淀南2丁目3番3号	公益社団法人大阪市音楽団
1000079	オオサカ・シオン・ウインド・オーケストラ第130回定期演奏会	ザ・シンフォニーホール 大阪府 大阪市 北区大淀南2丁目3番3号	公益社団法人大阪市音楽団
1000080	オオサカ・シオン・ウインド・オーケストラ第131回定期演奏会	ザ・シンフォニーホール 大阪府 大阪市 北区大淀南2丁目3番3号	公益社団法人大阪市音楽団
1000081	オオサカ・シオン・ウインド・オーケストラいずみホール特別演奏会	住友生命いずみホール 大阪府 大阪市 中央区城島1丁目4番70号 住友生命OBPプラザビル	公益社団法人大阪市音楽団
1000093	DIR EN GREY [TOUR20 疎外] 大阪府	なんばHatch 大阪府 大阪市 浪速区美町1-3-1	有限会社サンククレイド

指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除に係る文部科学大臣指定行事一覧  
 (行事が行われた又は行われることとされた場所を大阪府のみで抜粋 令和2年7月14日現在)

指定	行事の名称	行事が行われた又は行われることとされた場所			行事主催者の氏名又は名称
1000137	リトルマーメイド 大阪	大阪四季劇場	大阪府 大阪市 北区楠田2-2-22 ハービスPLAZA ENT 7階	四季株式会社	
1000149	コーラスライン 大阪	オリックス劇場	大阪府 大阪市 西区新町1-14-15	四季株式会社	
1000169	関西オンリーフェスタ2020スプリング	インテックス大阪	大阪府 大阪市 住之江区南港北1丁目5-102	株式会社ユウメディア (スタジオ YOU)	
1000175	関西オンリーフェスタ2020スプリング	インテックス大阪	大阪府 大阪市 住之江区南港北1丁目5-102	株式会社ユウメディア (スタジオ YOU)	
1000194	SUPER RUGBY 2020 JAPAN ROUND	東大阪市花園ラグビー場	大阪府 東大阪市 松原南1丁目1-1	一般社団法人ジャパンエンターテインメント株式会社	
1000212	和田彩花ライブツアー前2021ーこの気持ちの先にあるものはなに？ー	Zepp Osaka Bayside	大阪府 大阪市 此花区桜島1丁目1-61	YU-Mエンターテインメント株式会社	
1000295	A.C.E JAPAN FAN EVENT 2020~Happy White Day to CHOICE~	なんばHatch	大阪府 大阪市 浪速区美町1-3-1	株式会社ジェイロック	
1000318	読売日本交響楽団第26回大阪定期演奏会	フェスティバルホール	大阪府 大阪市 北区中之島2-3-18	公益財団法人読売日本交響楽団	
1000333	ズーラシアン吹奏楽部1大阪公演	ザ・シンフォニーホール	大阪府 大阪市 北区大淀南2丁目3-3	株式会社スーパードキーズ	
1000334	ズーラシアンブラスファアンククラブコンサート 大阪公演	住友生命いずみホール	大阪府 大阪市 中央区城見1丁目4-70	株式会社スーパードキーズ	
1000352	関西オンリーフェスタ2020 SUMMER	インテックス大阪	大阪府 大阪市 住之江区南港北1丁目5-102	株式会社ユウメディア (スタジオ YOU)	
1000456	改組 新 第6回 日展 大阪展	大阪市立美術館	大阪府 大阪市 天王寺区茶臼山町1-82	日展大阪展実行委員会	
1000457	2020明治安田生命1リーグ セレソン大阪 ホームゲーム	ヤンマースタジアム長居	大阪府 大阪市 東住吉区长居公園1-1	株式会社セレソン大阪	
1000458	2020 Jリーグ YBCルヴァンカップグループステージ セレソン大阪 ホームゲーム	ヤンマースタジアム長居	大阪府 大阪市 東住吉区长居公園1-1	株式会社セレソン大阪	
1000472	熱狂！ヤヴォルカイ兄弟 (大阪)	すばるホール 大ホール	大阪府 富田林市 桜ヶ丘町2番8号	株式会社光藍社	

指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除に係る文部科学大臣指定行事一覧  
 (行事が行われた又は行われることとされている場所を大阪府のみで抜粋 令和2年7月14日現在)

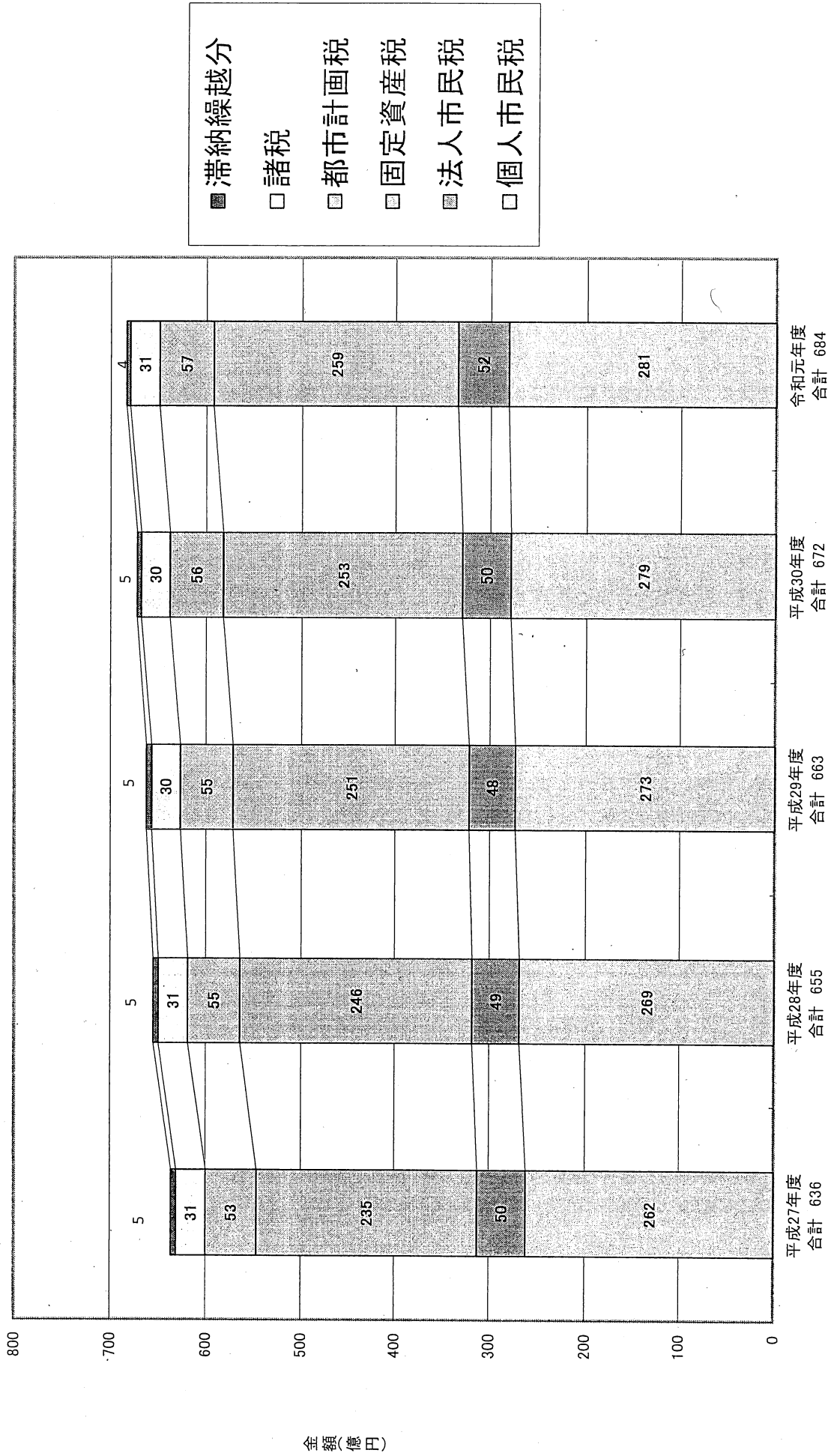
指定	行事の名称	行事が行われた又は行われることとされている場所	行事主催者の氏名又は名称
1000480	キエフ国立バレエ学校「コッペリア」(大阪)	NHK大阪ホール	株式会社光藍社
1000534	Plastic Tree Spring Tour2020「十色定理」 UMEDA CLUB QUATTRO	UMEDA CLUB QUATTRO	株式会社ジェイロック
1000548	ヴィオラスペース2020大阪	あいおいニッセイ同和損保ザ・フエニックスホール	株式会社テレビビジョンユニオン
1000550	2020明治安田生命Jリーグガンバ大阪ホームゲーム年間バス対象試合	パナソニックスタジアム吹田(市立吹田サッカースタジアム)	株式会社ガンバ大阪
1000551	2020リーグYBCルヴァンカップガンバ大阪ホームゲーム年間バス対象試合	パナソニックスタジアム吹田(市立吹田サッカースタジアム)	株式会社ガンバ大阪
1000559	天満天神繁昌亭(朝席、昼席、夜席、乙夜寄席)	天満天神繁昌亭	公益社団法人上方落語協会
1000609	大阪コレギウム・ムジクム第122回大阪定期公演 《創立45周年記念》大阪ハイソニック・シユッツ室内合唱団(現代(いま)の音楽～Music of Our Time～)シリーズVol.30	住友生命いずみホール	一般社団法人大阪コレギウム・ムジクム
1000651	リトルマーメイド 大阪	大阪四季劇場	四季株式会社
1000694	大阪コレギウム・ムジクム演奏会《創立45周年記念》大阪ハイソニック・シユッツ室内合唱団受難週特別演奏会	日本福音ルーテル大阪教会	一般社団法人大阪コレギウム・ムジクム
1000709	MINUE The Midnight Romance (大阪)	Zepp Namba	株式会社TG entertainment
1000764	ズーリアンブラス サマー・ミュージック・フェスティバル(大阪公演)	ザ・シンフォニーホール	株式会社スーパードキーズ

# 令和元年度(2019年度)市税収入状況一覽表

(単位:千円・%)

区分	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		収入率	増減率 (キ)/(イ)*100		
	調定額	決算額	調定額	決算見込額			収入率	
								(ア)
1 市民税	33,076,713	32,878,323	33,575,575	33,346,525	99.4	99.3	468,202	1.42
2 個人市民税	28,053,627	27,863,342	28,343,518	28,130,028	99.3	99.2	266,686	0.96
3 法人市民税	5,023,086	5,014,981	5,232,057	5,216,497	99.8	99.7	201,516	4.02
4 固定資産税	25,420,930	25,320,091	26,015,388	25,904,598	99.6	99.6	584,507	2.31
5 純固定資産税	24,767,383	24,666,544	25,368,641	25,257,851	99.6	99.6	591,307	2.40
6 土地	9,548,047	9,504,445	9,584,525	9,538,059	99.5	99.5	33,614	0.35
7 家屋	12,334,830	12,278,389	12,725,395	12,662,048	99.5	99.5	383,659	3.12
8 償却資産	2,884,506	2,883,710	3,058,721	3,057,744	100.0	100.0	174,034	6.04
9 交付金等	653,547	653,547	646,747	646,747	100.0	100.0	▲ 6,800	▲ 1.04
10 軽自動車税	261,811	253,628	272,347	265,278	96.9	97.4	11,650	4.59
11 種別割	261,811	253,628	268,511	261,442	96.9	97.4	7,814	3.08
12 環境性能割	0	0	3,836	3,836	0.0	100.0	3,836	0.00
13 市たばこ税	1,693,288	1,693,283	1,697,909	1,697,909	100.0	100.0	4,626	0.27
14 入湯税	23,932	23,932	23,241	23,241	100.0	100.0	▲ 691	▲ 2.89
15 事業所税	1,046,329	1,046,329	1,071,248	1,068,062	100.0	99.7	21,733	2.08
16 都市計画税	5,628,268	5,602,484	5,707,277	5,679,050	99.5	99.5	76,566	1.37
17 小計	67,151,271	66,818,070	68,362,985	67,984,663	99.50	99.45	1,166,593	1.75
18 滞納繰越分	1,319,772	428,005	1,097,473	374,029	32.43	34.08	▲ 53,976	▲ 12.61
19 合計	68,471,043	67,246,075	69,460,458	68,358,692	98.21	98.41	1,112,617	1.65

# 市税収入の変遷



金額(億円)

# 吹田市市税審議会規則

制定 平成24年6月1日 吹田市規則第53号  
改正 平成28年3月31日 吹田市規則第24号  
改正 令和元年6月25日 吹田市規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市市税審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市税の賦課徴収について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 租税に関し専門的知識を有する者

(3) 市内の商工業に関し専門的知識又は経験を有する者

(4) 消費生活に関し専門的知識を有する者

(5) 労働者の生活、労働条件その他労働に関し専門的知識を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、7月1日以外の日に委嘱する場合の任期は、その委嘱の日からその後1年を経過した日以後における最初の6月30日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、税務部税制課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則



(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に在任する吹田市市税審議会規程を廃止する告示（平成24年吹田市告示第208号）による廃止前の吹田市市税審議会規程（昭和32年吹田市告示第51号）（以下「旧規程」という。）第3条第1号に規定する委員は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、辞任により退任する場合を除き、その任期の末日まで在任するものとする。

3 この規則の施行の際、現に旧規程第3条第2号に規定する委員（以下この条において「旧委員」という。）である者は、この規則の施行の日に、委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間とする。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

## 吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて

### 1. 市税審議会の傍聴の基準

市税審議会の会議は、原則として市民の傍聴を認めることとします。

ただし、会議が次のいずれかに該当する場合は、会長が審議会に諮って傍聴を認めないことができるとします。

- (1) 会議において吹田市情報公開条例第7条(公文書の公開義務)各号に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

### 2. 傍聴の要領

#### (1) 傍聴席の区分

傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けることとします。

#### (2) 一般席の傍聴人の定員

- 1) 傍聴人の定員は、6名とします。
- 2) 傍聴希望者(報道関係者を除く)が上記1)に規定する定員を超えた場合、会長が審議会に諮って決定します。

#### (3) 一般席の傍聴の手続

- 1) 傍聴希望者は、住所、氏名を傍聴人受付簿に記入します。
- 2) 傍聴の受付は、会議開催時刻の15分前から開催時刻まで行います。

#### (4) 傍聴人の守るべき事項

- 1) 傍聴人に配付する会議の参考資料は、退室の際、事務局に返還すること。
- 2) 公然と意見を表明する等会議を妨害しないこと。
- 3) 会議の様相を撮影し、録音しないこと。
- 4) その他礼儀を守り、いやしくも会議を軽視するような行為をしないこと。

### 3. 傍聴に関する会長の職務

#### (1) 会場の秩序維持

傍聴人がその守るべき事項に違反するときは、会長はこれを注意し、なおこれを改めないときは、退場を命じることができることとします。

- (2) この取扱いに定めるもののほか、傍聴の取扱いに関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとします。

上記の(2)については、出席委員の過半数で決して行います。可否同数のときは、会長の決するところにより行います。